

## 浮島1期埋立地暫定土地利用事業者選定委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 浮島1期埋立地暫定利用用地の公募による貸付けに係る貸付相手の選定を公正かつ適正に行うため、浮島1期埋立地暫定土地利用事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所管事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審査・評価を行い決定する。

- (1) 浮島1期埋立地暫定土地利用事業者の選定に関する事
- (2) その他、必要な事項に関する事

### (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員会には、委員長1名、副委員長2名を置く。

### (委員会の運営)

第4条 委員長は臨海部国際戦略本部拠点整備推進部長とし、副委員長は総務企画局公共施設総合調整室長及び港湾局港湾経営部長とする。

- 2 委員長は、委員会を召集し総理する。
- 3 委員長が、事故その他の事由により職務を遂行できないときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。
- 5 委員会の議事は、委員長が進行し、出席委員の過半数をもって決定する。なお、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### (関係者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、臨海部国際戦略本部拠点整備推進部において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営上必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年2月20日から施行する。

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。  
この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。  
この改正要綱は、平成22年11月25日から施行する。  
この改正要綱は、平成24年1月4日から施行する。  
この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。  
この改正要綱は、平成30年4月1日から施行する。  
この改正要綱は、令和3年12月24日から施行する。  
この改正要綱は、令和4年4月1日から施行する。  
この改正要綱は、令和5年1月10日から施行する。

別表（第3条関係）

総務企画局公共施設総合調整室長  
財政局財政部長  
財政局資産管理部長  
環境局環境対策部長  
環境局施設部長  
まちづくり局計画部長  
まちづくり局指導部長  
建設緑政局総務部長  
港湾局港湾経営部長  
臨海部国際戦略本部拠点整備推進部長  
川崎区役所副区長